

企画提案書評価基準

業務委託名：若者の提案実現及び地域活動支援の施策検討のための調査業務

1 特定方法

企画調整部業務委託契約等検討会議（以下「検討会議」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 検討会議の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、25 点満点、10 点満点又は 5 点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目	評価のポイント	配点
① 同種、類似業務の実績	・同種、類似した業務の実績があるか。	5 点
② 業務遂行の体制	・安定的に業務を遂行する能力・体制が整っているか。 ・提案内容やスケジュールは、具体的かつ実現可能な内容か。	10 点
③ 学生団体リストの作成	・対象となる学生団体の詳細を確実に把握できるように客観性、信頼性の高い調査となっているか。 ・調査する団体数は適切か。	25 点
④ メンター候補リストの作成	・対象となるメンターの詳細を確実に把握できるように客観性、信頼性の高い調査となっているか。 ・調査するメンター数は適切か。	20 点
⑤ ヒアリング調査	・対象となる学生団体及びメンターを深掘りすることができる内容となっているか。 ・ヒアリング調査する団体数は適切か。	20 点
⑥ 課題解決に向けた提言	・課題解決に向けた提言をするための道筋が示されているか。	10 点
⑦ その他	・その他加点に値する効果的な事業実施となる提案がされているか。	5 点

<p>⑧ 社会貢献活動等に係る認証等の有無</p>	<p>企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。</p> <p>(加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。</p> <p>1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点</p> <p>(対象となる認証等)</p> <p>(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定 (経済産業省) (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰 (注 1)</p>	<p>5 点</p>
<p>合計</p>		<p>100 点</p>

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所 (※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

3 企画提案書の特定

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の満点は 600 点とする。(委員 1 人あたりの点数 100 点×委員 6 人)
- (3) 各委員の採点の合計点 360 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目①～⑥のうち委員 1 人でも最低点がある場合は、検討会議で協議し、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「③学生団体リストの作成」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「④メンター候補リストの作成」が高い者を上位とする。